

# イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書 と連結財務諸表の関係

東 山 栄 次

## 目 次

- I. 問題の所在
- II. 連結財務諸表の沿革とキャッシュ・フロー計算書の台頭
- III. 連結財務諸表とキャッシュ・フロー計算書
- IV. 外貨換算とキャッシュ・フロー計算書
- V. 連結キャッシュ・フロー計算書の作成
- VI. 結 語

## I 問題の所在

2つの企業が結合して、1つの企業となる場合に適用される会計システムを、わが国では一般に合併会計と呼んでいる。合併の方法には、吸収合併、対等合併、新設合併という3つの方式がある。

一方、2つの企業があり、それらは各々独立性を保持しながらも、資本参加や人的、組織的、技術的参加などを通じて、一方の企業が他方の企業を支配下に治めることがある。この様な支配・従属（親企業・子企業）関係にある両者を合わせて1つの経済実体とみなし、その経済実体に対して適用する会計システムを、わが国では一般に連結会計と呼んでいる。この場合、1企業が2つ以上の数企業を支配下におくことも多々あることは、周知の通りである。

ところで、イギリスにおいては伝統的に、それら合併会計と連結会計の両方

を含めて企業結合会計 (Accounting for business combinations)<sup>1)</sup> として認識されているが、なお子企業ではないが、重要な影響力を行使できる関連企業に対して適用される関連企業の会計も含めて、広く「企業集団財務諸表 (Group Accounts)」が作成開示されることとなっている。<sup>2)</sup> このグループ財務諸表は、実務上、連結財務諸表の形をとって作成されるのが一般的な方法とされており、この連結財務諸表を作成することによって、グループ財務諸表の目的が達成されると考えられている。<sup>3)</sup>

ここにいう連結財務諸表とは、(1)連結貸借対照表、(2)連結損益計算書、(3)連結資金計算書、(4)注記及びその他の計算書のことをいう。このとき、基本財務諸表の1つを構成する資金計算書は、今やキャッシュ・フロー計算書として示すことが求められているのであるから、<sup>4)</sup> 連結資金計算書も連結キャッシュ・フロー計算書として開示されなければならない。

本稿は、イギリスにおけるそのような連結キャッシュ・フロー計算書にマトをしづらって考察しようとするものであるが、なお、この場合、ここでは特に、いわゆる連結会計とキャッシュ・フロー会計との関係を中心にして考究を試みることとしたい。

## II 連結財務諸表の沿革とキャッシュ・フロー計算書の台頭

イギリスにおいては、1929年会社法では、連結財務諸表の作成は未だ強制し

---

1) A S C, S S A P 23, "Accounting for Acquisitions and Mergers", 1985, Paragraphs 1 & 11.

尚、英米を含む多くの諸国で同様に取り扱われている事は、国際会計基準 (I A S) 公開草案第45号「企業結合」の中にもみられる。(I A S C, E D 45 "Business Combinations" 1992, Paragraphs 2, 4 and 8.)

2) A S S C, S S A P 1, "Accounting for Associated Companies", 1971. (1974 amend 1982 rev.). A S C, S S A P 14 "Group Accounts", 1978.

3) A S C, S S A P 14, Paragraphs 1 & 2.

4) 抽稿「イギリスのキャッシュ・フロー計算書について」大阪経済法科大学創立20周年記念論文集、1992年11月。

ていなかったけれども、そこでは持株会社の財務諸表に関する規定が含まれていた。特にその第125条においては、持株会社は従属会社の株式、貸付金、借入金などを他の資産・負債と区別して記載することが義務付けられていた。

1943年6月には、コーベン委員会（会社法改正委員会）が、連結財務諸表の開示を法律上義務づけるべきであるとする内容の報告書を公表したり、また、1944年2月には、ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）が、会計原則勧告書第7号「持株会社の財務諸表における子会社の財政状態及び経営成績の開示」を公表し、個別財務諸表を補完するためにも連結財務諸表の開示が必要であると主張していた。このような背景のもとに、1947年以降イギリスにおいては、連結財務諸表を作成する実務が既に確立されていたものと考えられている。<sup>5)</sup>

そこで1948年会社法は、一定の条件の下に、連結財務諸表の開示を義務づけた。その第150条では、決算日現在、会社が子会社を有する場合には、その持株会社は、個別財務諸表に加えて連結財務諸表も開示すべきことが義務づけられたし、第151条では連結財務諸表の形式、第152条では連結財務諸表の内容、第153条では会計期間、第154条では持株会社と従属会社の意味が規定され、また同法第8付則では連結財務諸表の構造と内容がより詳しく定められていた。

1967年会社法では、第3条、4条、5条において、上記1948年法に若干の修正を施すと共に、その第2付則ではかなり整った連結財務諸表のひな型が示されるに至った。この1967年法第2付則は、同付則15項から22項に亘って相当の部分に修正が加えられ、当時としてはほぼ完全なひな型として表わされたものであったとされている。<sup>6)</sup>

しかしながら、1967年会社法は、連結財務諸表の作成・開示に関しては、1948年法を部分改善したものにすぎず、基本的にはその1948年会社法と同じものであるとみなされていた。そこで当時、連結財務諸表の作成・開示にあたっ

5) A S B, "The Development of The Standard : History of the F R S", Accountancy, September 1992, P 134.

6) H.K.Jaeger, "The Structure of Concolidated Accounting", The Macmillan Press, 1976, P 142 & PP 146-150.

ては、1948年会社法（第8付則）と1967年会社法（第2付則）の両方を特に参考すると共に、通常の個別財務諸表に対するものと同じ法的要請に従うことが求められていた。

ところで、1975年7月には、ASSC（会計基準運営委員会）によって会計実務基準書第10号「資金の源泉と使途に関する計算書」(SSAP No.10)が制定された。この基準書の制定により、イギリスにおいては、1976年1月以降資金計算書が基本財務諸表の1つに加えられ、その作成・開示の実務が広く達成されて行った。連結財務諸表との関連で見ていけば、同基準書SSAP No.10の第5項では、次のように規定されている。<sup>7)</sup>

「子会社がある場合には、資金計算書を連結ベースで作成しなければならない。……」

この規定に基づいて、イギリスにおいては、会社法上での連結財務諸表が連結貸借対照表と連結損益計算書にとどまっていたにもかかわらず、連結資金計算書が連結財務諸表における基本財務諸表の1つとして位置づけられ、その作成・開示の実務も広く行われていった。

さて、連結財務諸表制度の発展は、1976年のIASC（国際会計基準委員会）による国際会計基準第3号「連結財務諸表」(IAS No.3)に端を発して、それに後押しされる形で、めまぐるしく進展して行った。

1977年7月には、ASSCを改組したASC（会計基準委員会）が公開草案第20号「グループ財務諸表」(ED20)を公表し、これは翌年の1978年9月に、ASCの会計実務基準書第14号「グループ財務諸表」(SSAP No.14)として結実した。

一方、1983年6月には、EC理事会によってEC会社法第7号指令「連結財務諸表」の制定をみた。EC加盟各国は、この第7号指令(The Seventh Directive)を国内法化することが義務づけられていた。イギリスにおいては、それより以前の1978年7月に制定されたEC第4号指令「年度財務諸表」を国内法化するために、会社法の骨格に係わる大巾な修正作業が行われ、1985年会

7) ASSC, SSAP 10, "Statement of Source and Application of Funds", 1975, Paragraph 5.

## イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

社法の改訂をみた。<sup>8)</sup> この1985年会社法は、現行会社法の基本形をなすものであるが、先のE C第7号指令を国内法化するために、さらに一部修正が施され、1989年会社法の制定をみた。

このような経緯の結果、1985年会社法および1989年会社法と、先に示した1978年S S A P14「グループ財務諸表」との間にかなりの齟齬が生じてきた。そこで、このS S A P（会計実務基準書）と会社法との調整をはかる目的で、A S C（会計基準委員会）は、1990年6月に公開草案第50号「連結財務諸表」（E D50）を公表した。コメントレター等の取りまとめを行う中で、同年8月にはA S CはA S B（会計基準審議会）に改組されたが、同年12月には、そのA S Bによって中間報告書「連結財務諸表」の発表をみた。

かくして、1992年7月、A S Bは財務報告基準第2号「従属企業の会計」（F R S N o. 2）を公表するに至った。このF R S N o. 2は、当然のことながら、S S A P14を改訂するものであると同時に、1985年会社法（1989年会社法で部分改正）で定められている連結財務諸表に関する規定に準拠するものであると共に、そこに規定されていない部分を補完する役割を持っているものである。

くしくも、その前年の1991年9月に、A S Bによって財務報告基準第1号「キャッシュ・フロー計算書」（F R S N o. 1）が制定されているので、イギリスにおける連結財務諸表制度は、現在、キャッシュ・フロー計算書を取り込んだ形のものとなっているのである。

尚、資金計算書とりわけキャッシュ・フロー計算書の詳しい沿革については、別稿を参照されたい。<sup>9)</sup>

---

8) 特に財務諸表の内容と形式に係わる改訂箇所を示せば、次の通りである。

(旧) 1948年会社法	(新) 1985年会社法
第151条	—————> 第229条(5), (6)項（財務諸表の形式）
第152条	—————> 第230条……………（財務諸表の内容）
第8付則	—————> 第4付則 …………（財務諸表のひな型）

9) 拙稿、前掲創立20周年記念論文集、94頁-98頁。

### III 連結財務諸表とキャッシュ・フロー計算書

F R S No.2 「従属企業の会計」は、S S A P 14 「グループ財務諸表」を改訂する形で制定され、また、F R S No.1 「キャッシュ・フロー計算書」は、S S A P 10 「資金の源泉と使途に関する計算書」を改廃する形で制定されたものであり、いずれも、イギリスにおける最も新しい連結会計及び資金会計に関する会計基準である。<sup>10)</sup>

そこで、それぞれ互いに相い関連する事項について、その要点を整理してまとめてみると、次のようになるのである。

#### 1 F R S No.2 の要点（関連部分のみ）

F R S No.1 と関連させてF R S No.2 を見た場合、即ち、連結キャッシュ・フロー計算書を作成する観点からF R S No.2 の必要関連部分をとらえ、その要点を示してみると、次の通りである。

##### (1) 親企業と従属企業（子企業）の定義

次の事項に該当する場合、ある企業は、他の企業（従属企業）の親企業であると考えられる。<sup>11)</sup> なお、この規定は、1989年会社法第258条及び同付則10A に準拠するものである。

##### (a) 当該企業の議決権の過半数を所有している場合

##### (b) 当該企業のメンバー（株主または出資者など）であり、取締役会において議決権の過半数を所有していて、取締役を選任または解任する権利を有している場合

10) A S B , F R S No.1 , "Cash Flow Statements" , 1991.

A S B , F R S No.2 , "Accounting for Subsidiary Undertakings" , 1992.

なお、F R S No.2 「従属企業の会計」は、1985年会社法（1989年会社法で部分改正）に準拠して制定された経緯を持つ関係上、1985年会社法で用いられている「親企業（Parent Undertaking）」及び「従属企業（Subsidiary Undertaking）」という用語を踏襲したものと思われる。従って、「従属企業の会計」は「親子企業の会計」という表現・内容に近いものと解される。

11) A S B , F R S No.2 , Paragraph 14.

## イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

- (c) 次の定めに基づいて、当該企業に支配的影響力を行使する権利を有している場合
  - i) 当該企業の設立契約書または定款規定に基づいて
  - ii) 支配契約に基づいて
- (d) 当該企業のメンバーであると共に、更に他のメンバーとの協定に基づいて、当該企業の議決権の過半数を単独で支配している場合
- (e) 当該企業に一定の持分を有し、更にまた、
  - i) 当該企業に支配的影響力を実際に行使している場合、あるいはまた
  - ii) 当該企業を統一的基準に基づいて管理運営している場合
- (f) ある親企業が、その子企業の下にある子企業（孫企業）の親企業として取り扱われる場合

以前の S S A P14 「グループ財務諸表」においては、株式資本持分の過半数所有を連結範囲決定の主要判断基準としていたけれども、F R S No. 2においては、上記のように、支配権の有無を有力な判断基準としている。特に上記(e)における一定の持分は、1989年会社法第258条第4項の規定に基づいて、通常20%以上と解釈されており、従って20%以上50%未満の持分でも、支配的影響力（Dominant Influence）の行使ができる場合には、従属企業とみなして、これを連結範囲に含めることとしている点は、特筆すべき改正点であろう。

### (2) 連結財務諸表の作成義務と免除

親企業は、原則としてそのグループの連結財務諸表を作成しなければならないが、親企業が次の諸要件のいずれかに該当する場合には、そのグループの連結財務諸表の作成を免除される。<sup>12)</sup> 従って、当然のことながら、従属企業（子企業）に該当する場合には、連結財務諸表の作成義務は無い。なお、この作成義務と免除の規定は、1989年会社法第227条、第228条および第248条に準拠するものである。

- (a) 当該グループが中小規模のグループである場合
- (b) 親企業が持分を全部所有されている子企業（中間親企業）であり、そして、その中間親企業がE C メンバー国（EU）の法に基づいて設立されている場合

12) ibid, Paragraphs 20 & 21.

(c) 親企業が持分を過半数所有されている子企業（中間親企業）であって、なお且つ、全部所有されている子企業としての免除要件を満たしている場合

(d) 親企業の下にあるすべての子企業に連結の除外が認められる場合

ただし、上記(a)については、1989年会社法第249条第3項の規定により、以下の3つの基準（1. 売上高 2. 資産額 3. 従業員数）のうち、2つ以上の基準を満すものは、それぞれ小規模企業グループおよび中規模企業グループと見なされることとなっている。

	小規模グループ	中規模グループ
1. 売上高	純額200万ポンド以下 (総額240万ポンド以下)	純額800万ポンド以下 (総額960万ポンド以下)
2. 資産額	純額100万ポンド以下 (総額120万ポンド以下)	純額390万ポンド以下 (総額470万ポンド以下)
3. 従業員	50人以下	250人以下

### (3) 連結除外基準

子企業と認定された場合には、原則として連結の範囲に含められ、従って、当然のことながら、子企業の個別財務諸表が親企業の連結財務諸表の中に含められることになるのであるが、しかしながら、なお次のような一定の要件を満す場合には、当該子企業は、連結から除外されることとなっている。<sup>13)</sup>

- (a) 厳しい長期の制限が、子企業の資産や運営に対する親企業の支配力行使を実質的に阻害している場合
- (b) 子企業に対する持分が転売を目的として保有されており、その子企業が、以前から親企業によって作成されるグループ財務諸表の中に連結されていなかった場合
- (c) 子企業の事業活動が、連結されるべき企業の業種とかなり異なるために、真実かつ公正な概観を提供し得なくなるような場合

なお、上記の規定は、1989年会社法第229条第3項(a), (c)及び同第4項に準

13) ibid, Paragraph 25.

拠するものである。

## 2 F R S No. 1 の要点（関連部分のみ）

連結キャッシュ・フロー計算書を作成する観点から、F R S No. 2 と関連する部分についてのF R S No. 1 の要点を挙げれば、次の通りである。

### (1) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成義務と免除

キャッシュ・フロー計算書の作成は、原則として財務諸表を開示すべき全ての企業に対して義務づけられているが、ただし、次のような場合には、その作成が免除されている。<sup>14)</sup>

- (a) 1985年会社法に基づく小規模会社（年間の売上または収益が25,000 ポンド以下の場合）である場合
- (b) EC メンバー国（EU）の法律のもとで設立された親企業によって完全所有されている従属企業であって、以下に該当する場合
  - i) 親企業が、イギリス会社法またはEC第7号指令に基づいて作成された連結財務諸表を英語で公表していること。
  - ii) その連結財務諸表には、連結キャッシュ・フロー計算書が含まれていること。
  - iii) その連結キャッシュ・フロー計算書は、F R S No. 1 の分類基準に基づく合計額を引き出すのに容易なものであること。

(c) 相互生命保険会社及びイギリス建設組合法に定められている建設会社  
この規定は、また、連結キャッシュ・フロー計算書にも適用され、連結財務諸表を作成・開示すべき全ての親企業に対しては、原則として連結キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられることとなる。<sup>15)</sup>

しかしながら、親企業であっても、前述のF R S No. 2 の「連結財務諸表の作成義務と免除」の箇所で示したように、連結財務諸表の作成そのものが免除される場合には、連結キャッシュ・フロー計算書の作成もまた免除されなければならない。また、当然のことながら、従属企業（子企業）に該当する場合に

14) A S B, F R S No. 1 , Paragraph 8.

15) A S C, E D54, "Cash Flow Statements", 1990, Paragraph 37.

は、連結キャッシュ・フロー計算書の作成義務は無い。

加うるに、子企業であって、なお且つ親企業が連結キャッシュ・フロー計算書を作成・開示している場合で、上記(b)に該当する時には、個別のキャッシュ・フロー計算書すらその作成が免除されることとなっている。

## (2) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準

連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の最も基本的な原則は、連結対象となる当該グループ（親企業とその従属企業）があたかも単一の企業であるかのように、通常の個別キャッシュ・フロー計算書の作成基準に従って作成されなければならないということである。

よって、連結キャッシュ・フロー計算書は、当然のこととして、当該グループ自体のキャッシュ・フローを表したものでなければならない。

より具体的には、連結キャッシュ・フロー計算書は、当該グループの外部のキャッシュ・フローだけを取り扱うべきであり、従って、連結キャッシュ・フロー計算書の作成にあたっては、特に、グループ内部のキャッシュ・フローは、これを除去しなければならないことになる。<sup>16)</sup>

更にまた、より具体的な連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準として、次のようなものを挙げることもできる。<sup>17)</sup>

少数株主持分に対する支払配当金がある場合には、投資収益および財務費用という見出しの下に表示されるべきであるが、なおこの場合、他の支払配当金と区別して別個に表示しなければならない。

また、連結財務諸表において、持分法を用いて計算されている関連企業のキャッシュ・フローがある場合には、当該グループと当該関連企業との間の実際のキャッシュ・フローに限って、連結キャッシュ・フロー計算書に含めなければならぬこととされている。

---

16) A S B, F R S No.1, Paragraph 38.

17) ibid, Paragraphs 38 & 39.

A S C, E D54, Paragraphs 40 & 41.

#### IV 外貨換算とキャッシュ・フロー計算書

前項の考察において、連結キャッシュ・フロー計算書を作成すべき親企業の確定ならびに連結すべき子企業の範囲が明確となった。

しかるに、連結すべき子企業は、国内にあるものだけに限定されるものではないから、従って、海外に子企業を有する場合には、その在外子企業の連結も要請されることとなる。このとき、在外子企業の財務諸表は、現地通貨で表示されているわけであるから、連結財務諸表を作成する場合、現地通貨財務諸表を親企業通貨へ換算しなければならない。このことは同時に、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない親企業は、在外子企業の現地通貨で表示されているキャッシュ・フロー計算書を親企業通貨に換算しなければならないという事を意味している。

そこで本項では、外貨表示財務諸表の換算、とりわけ外貨表示キャッシュ・フロー計算書の換算について検討してみることにする。

イギリスにおける外貨換算に関する会計処理は、もっぱら1983年4月に制定された会計実務基準書第20号「外貨換算」(S S A P 20) に準拠して行われており、S S A P 20では次のように規定されている。<sup>18)</sup>

連結財務諸表を作成する場合、現地通貨財務諸表の換算には、原則として決算日レート法（より正確には、決算日レート／正味投資額法）を使用しなければならないものとし、為替差額は、正味投資額法に基づいて、これを積立金の増減として処理しなければならない。ただし、例外的な特定のケースにおいては、テンポラル法を使用しなければならないこととしている。この例外的な特定のケースとは、親企業と在外子企業との間の業務がきわめて密接に結びついていて、親企業の通貨が置かれている経済環境に在外子企業が大きく依存している場合のことをいう。この極端な例としては、在外子企業の活動が、親企業から輸入した商品のみを販売し、その販売代金を親企業に送金するだけに限定されているような事例が挙げられる。従って、このようなケースの場合には、

18) A S C, S S A P 20, "Foreign Currency Translation", 1983, Paragraphs 4, 6, 14, 22, 24, 52, 53 and 55.

在外子企業の取引は、すべて親企業によってなされたものと見做して、在外子企業の財務諸表を連結財務諸表に収容しなければならない。このため、その換算方法としてテンポラル法がとられる。

このテンポラル法に基づけば、外貨建取引は、通常、取引日レートで換算され、貨幣性の資産・負債のみが決算日レートで換算されることとなっている。また、換算差益（差損）は、経常損益として処理されることとなっている。

ところで、最も一般的で、在外子企業を連結するときのほとんどの場合に使用される決算日レート法（決算日レート／正味投資額法）について、その具体的な処理方法をみていくことにしよう。

決算日レート法（広義の処理方法）は、正味投資額法と明確に結びつけられて規定されており、この方法は、在外子企業への投資をその子企業の個々の資産、負債への直接的な投資としてではなく、その子企業の正味資産への投資として処理しようとするものである。このような思考態度は、為替差益の処理方法に色濃く反映されているところであるが、いま、この決算日レート法（決算日レート／正味投資額法）について、その取り扱いを要約して示してみると次のようである。<sup>19)</sup>

- (a) 在外子企業における貸借対照表の金額は、決算日レートで換算すること。
  - (b) 期首における在外子企業への正味投資額を決算日レートで再換算することから生じる為替差額は、これを積立金の増減として処理すること。
  - (c) 在外子企業における損益計算書の金額は、決算日レートまたは期中の平均レートによって換算すること。
  - (d) (c)で平均レートを用いる場合、この平均レートと決算日レートの両者で換算した損益計算書の差異は、これを積立金の増減として処理すること。
- ここに、貸借対照表の換算については、決算日レート（狭義の換算基準）を用いることとされているものの、損益計算書の換算については、決算日レートと期中の平均レートの選択適用が認められている。

このとき、イギリスの実務においては、現実にいずれの換算基準が多く採られているのであろうか。比較的最近の I C A E W (イギリス勅許会計士協会)

---

19) ibid, Paragraphs 15-18 & 52-54.

## イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

が行なった1990-91年の調査にもとづけば、貸借対照表項目について最もよく使用されている換算基準は、当然のことながら決算日レートが採られており、調査対象企業300社のうち、換算が実際に行なわれた企業のはば100%近くに達している。これに対して、損益計算書項目に関する換算基準については、同300社中、換算を行なった企業の約60%近くが期中の平均レートを用いており、決算日レートを使用した割合は、30%弱にしか至っていない。<sup>20)</sup>

このように、損益計算書の換算に関しては、現在のところ、その処理方法に決算日レート法（広義）が採られている場合でも、そこで使用される具体的な換算基準については、実務上、決算日レート（狭義）ではなく、期中平均レートが比較的多く用いられているというのが実情である。

一方、現地通貨表示されている在外子企業のキャッシュ・フロー計算書を換算する場合には、一体どのような会計処理がなされるのであろうか。このとき、FRS No.1「キャッシュ・フロー計算書」においては、次のように規定されている。<sup>21)</sup>

親企業が在外子企業を有する場合には、当該子企業のキャッシュ・フローは、親企業の連結損益計算書において使用された換算基準にもとづいて、連結キャッシュ・フロー計算書の中に含められなければならない。

この規定に基づけば、連結キャッシュ・フロー計算書において用いられる換算方法は、連結損益計算書で用いられる方法、よって、通常は決算日レート法（広義の決算日レート／正味投資額法）が使用され、また、具体的な換算基準としては、決算日レート（狭義）と期中平均レートが選択適用されることとなる。そして、実務上では、前述の通り、その換算基準として期中平均レートが比較的多く採られているわけであるから、従って、在外子企業のキャッシュ・フロー計算書の換算においても、現状では、この平均レートが多く採用されて

20) D.J.Tonkin & L.C.L.Skerratt, Financial Reporting 1990-91 : A Survey of UK Reporting Practice, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1991, PP 194-196.

21) A S B, F R S No.1, Paragraph 36.  
A S C, E D54, Paragraph 44.

いるものと見做さなければならない。

ところが、その平均レートは、在外子企業の現地通貨表示損益計算書（従つて、同キャッシュ・フロー計算書）の換算にとって、最も適切と考えられる方法で算出されたものでなければならぬと規定されているだけであつて、その平均レートの求め方に関する明確な規定はどこにも設けられていないのである。ただ、平均レートを求めるに当つては、考慮すべき要素として、社内の会計手続や営業活動の季節変動も含めるべきであるし、また、多くの場合、期中の加重平均による方法を採用するのが望ましいであろうと指摘しているだけである。<sup>22)</sup>

しかるに、平均レートの算出は、そのような社内手続や季節変動などの諸要因を考慮しなければならないのみならず、また、事情によれば、加重平均よりも単純平均や総平均による方が良いときもあるかもしれない。さらにまた、平均レートを用いることによって、場合によれば、上記の決算日レート／正味投資額法の要約(d)に示したような余分な換算差異の処理が生ずるかも知れない。このように、平均レートを用いる場合には、その算出や使用に当つて、多くの手間や時間が掛り、また、いろいろ検討すべき問題点も多いように思われる。

このとき、SSAP 20も指摘するように、雑多な要素を加味した平均レートを用いるよりも、シンプルな決算日レートを使用した方が、換算目的、つまり、換算前の外貨表示財務諸表において測定されていた財務上の結果および諸関係を忠実に反映するという目的に、より適っているように思われる。<sup>23)</sup>

加うるに、連結キャッシュ・フロー計算書を作成するという観点からみても、決算日レートを使用した方が、期首と期末の連結貸借対照表を主な資料として作成する間接法による作成に、より適合しているようである。勿論、当然のことながら、連結損益計算書もその作成資料として必要ではあるが、ただ、直接法による作成との比較においては、より連結貸借対照表の利用度が圧倒的に高いからである。

のみならず、この事は、イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書の作成

22) ASC, SSAP 20, Paragraphs 18 & 54.

23) ibid, Paragraph 17.

イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

が、間接法を原則とし、直接法による作成を例外的なものとしている F R S No. 1 「キャッシュ・フロー計算書」の主旨にも適合するものであるといえよう。<sup>24)</sup>

## V 連結キャッシュ・フロー計算書の作成

F R S No. 1 「キャッシュ・フロー計算書」に則った連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、まず、連結すべき子企業の範囲を確定し、次いで、各子企業のキャッシュ・フロー計算書を作成し、そのうち、在外子企業を有するときには、それを決算日レート（または平均レート）を用いて換算し、その後に各企業相互間の内部取引項目を相殺消去してから、最終的に連結キャッシュ・フロー計算書に連結するという手順で作成されることとなろう。

しかしながら、そのような手順で連結キャッシュ・フロー計算書を作成するという事は、実際上は、実行が困難であろうし、また時間と手間が掛りすぎるものと考えられる。特に、子企業の個別キャッシュ・フロー計算書を作成し、更に外貨換算後のもの（そして特に、平均レートを用いる場合は、なおさらであるが）を作成し、そして、それらを連結して連結キャッシュ・フロー計算書を作成するという事は、二重、三重の時間と手間が掛りすぎるからである。

勿論、当然のことながら、連結貸借対照表および連結損益計算書も同様の手順を経て作成されているわけであり、また、そこでは外貨換算に加えて、

- (1) 投資・資本勘定の相殺（親企業の投資勘定と当該子企業の資本勘定との相殺）
- (2) 内部取引の消去（内部損益取引と内部貸借取引について）
- (3) 内部利益の消去（未実現利益について）
- (4) 少数株主持分および少数株主持分当期利益の分別表示

などについても、すでに処理しているわけである。

そこで、本項においては、連結キャッシュ・フロー計算書の作成そのものに焦点をあてるわけであって、連結貸借対照表や連結損益計算書の作成をテーマとするものでは無いから、ここに連結貸借対照表および連結損益計算書（共に

24) 拙稿、前掲創立20周年記念論文集、114頁及び116頁参照。

決算日レートで換算)は、すでに所与のものとして確定しているという前提に立って、そこから、どのようにすれば、より合理的で、そして実務的にもより実行可能な連結キャッシュ・フロー計算書が作成されるのであるか、という事について考察してみることとしたい。

このとき、在外子企業(決算日レートで換算)を含む連結キャッシュ・フロー計算書を間接法によって作成するものとして、その具体的な作成例を Guy Loveday の設例を手掛りに検討してみることにしよう。<sup>25)</sup>

いま、A社の連結貸借対照表、要約連結損益計算書および為替換算差額に関する資料が、次の通りであるとする。

---

25) Guy Loveday, "Cash Flow : Coping with Overseas Subsidiaries", Accountancy, July 1992, PP82-83.

なお、引用にあたり、部分的に修正を加えている。

イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

連結貸借対照表

(単位: 千ポンド)

	1994年 3月31日	1993年 3月31日
<b>固定資産</b>		
有形固定資産.....	10,969	7,642
投 資.....	2,100	2,100
<b>流動資産</b>		
棚卸資産.....	7,245	6,100
受取債権.....	6,410	7,211
現金預金.....	953	165
<b>流動負債</b>		
支払債務.....	(1,920)	(1,690)
A社の未払配当金.....	(267)	(240)
少数株主に対する未払配当金.....	( 75)	( 60)
法 人 税.....	(2,655)	(2,738)
追 徹 税.....	( 89)	( 80)
<b>固定負債</b>		
借 入 金.....	<u>(1,002)</u>	<u>(1,410)</u>
	<u>21,669</u>	<u>17,000</u>
<b>資本金及び積立金</b>		
払込済株式資本金.....	5,000	5,000
株式払込剰余金.....	3,000	3,000
積 立 金.....	<u>11,150</u>	<u>7,003</u>
	<u>19,150</u>	<u>15,003</u>
少数株主持分.....	<u>2,519</u>	<u>1,997</u>
	<u>21,669</u>	<u>17,000</u>

〈付記〉

当該年度中に固定資産の処分は全く無かった。当期の減価償却費は£1,977,000であった。両年度共、固定資産に関する債務は全く無かった。

1994年3月31日現在の受取債権は、払込済株式資本金が未だ払いこまれていない£1,235,000 (1993年度: £2,746,000) を含んでいる。

要約連結損益計算書

1993年4月1日～1994年3月31日 (単位:千ポンド)

グループ営業利益	6,955
固定資産投資収益	64
未払利息	(174)
グループ税引前利益	6,845
税金——法人税	(2,830)
—配当金の税控除	(16)
グループ税引後利益	3,999
少数株主利益	(226)
A社当期利益	3,773
配 当 金	(600)
留保利益	3,173
1993年4月1日現在の積立金	7,003
為替換算差益	1,356
借入金為替差損	(382)
1994年3月31日現在の積立金	<u>11,150</u>

為替差益

為替換算差益は、次のものより構成されている。

(単位:千ポンド)

固定資産	1,228
棚卸資産	393
受取債権	211
現 金	39
支払債務	(63)
少数株主持分	(452)
	<u>1,356</u>

イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

以上の資料にもとづいて、A社の連結キャッシュ・フロー計算書および連結キャッシュ・フロー計算書に対する注記を作成してみると、次のようになる。

連結キャッシュ・フロー計算書

1993年4月1日～1994年3月31日 (単位：千ポンド)

営業活動（注記1） ..... 7,848

投資収益及び財務費用

支払利息 ..... (174)

受取配当金 ..... 48

A社の支払配当金 (240+600-267) ..... (573)

少数株主持分に対する支払配当金 (1,997+60

+226+452-2,519-75) ..... (141)

(840)

租 税

支払法人税 (2,738+80+2,830-2,655-89) ..... (2,904)

投資活動

有形固定資産取得のための支出

(1,977+10,969-7,642-1,228) ..... (4,076)

資金調達前の正味キャッシュ・インフロー ..... 28

資金調達活動

株式発行の受入金（注記3） ..... 1,511

借入金の返済（注記3） ..... (790)

721

現金及び現金等価物の増加（注記2） ..... 749

## 連結キャッシュ・フロー計算書に対する注記

(単位:千ポンド)

## 1. 営業利益と営業活動から生じた正味キャッシュ・インフローとの調整

営業利益	6,955
減価償却費	1,977
棚卸資産の増加 (7,245 - 6,100 - 393)	(752)
受取債権の増加 (6,410 - 1,235 - 7,211 + 2,746 - 211)	(499)
支払債務の増加 (1,920 - 1,690 - 63)	167
	<u>7,848</u>

## 2. 当該年度中の現金及び現金等価物の変動分析

1993年4月1日現在の現金預金	165
正味キャッシュ・インフロー	749
為替差益	39
1994年3月31日現在の現金預金	<u>953</u>

## 3. 当該年度中の資金調達の変動分析

	株式資本金 (含、払込剰余金)	借入金
1993年4月1日現在の残高	8,000	1410
資金調達から生じたキャッシュ・フロー	1,511	(790)
発行済株式資本の未払込に対する債権の減額	(1,511)	
為替差損		382
1994年3月31日現在の残高	<u>8,000</u>	<u>1,002</u>

## イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

この設例は、連結キャッシュ・フロー計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書に対する注記の中の殆どの項目に亘って、そこに導き出されてきた金額の内訳を明記しているのが大きな特徴となっている。従って、本設例によって、連結キャッシュ・フロー計算書が、どの様にして作成されるのであるかという基本を、きわめて明解に知ることができるであろう。

しかしながら、いまここに、上例について若干の補促説明を加えておくことにしよう。

まず、為替差額に関する取扱いは、次の通りである。

- (1) 固定資産の換算差益は、連結キャッシュ・フロー計算書の「投資活動の中の有形固定資産取得のための支出」において表示されている。
- (2) 棚卸資産の換算差益、受取債権の換算差益および支払債務の換算差損は、連結キャッシュ・フロー計算書の「営業活動」において表示されている。  
従って、これらは、その注記(1)において明細が示されている。
- (3) 少数株主持分の換算差損は、連結キャッシュ・フロー計算書の「投資収益及び財務費用の中の少数株主持分に対する支払配当金」において表示が行われている。

ところが、「現金」および「借入金」に関する為替差額については、それらが「キャッシュ（現金および現金等価物）」そのものに該当するものとして、連結キャッシュ・フロー計算書自身の中では表わされていない。従って、それらは、連結キャッシュ・フロー計算書に対する注記の(2)と(3)において示されているという事に、特に注意しなければならない。ただし、借入金が短期的なものであれば問題は無いが、長期的な性質を有している場合には、果たしてそれが、現金等価物に該当するのかどうかは大いに疑義のあるところではある。

次に、発行済株式資本金の期首と期末に全く変動が無い場合でも、連結貸借対照表の付記に示してあるように、株式発行によって得られるキャッシュ・インフローを生ずる場合がある。この付記に示した£ 2,746,000と£ 1,235,000の差額£ 1,511,000は、連結キャッシュ・フロー計算書の「資金調達活動の中の株式発行の受入金」において表示され、これは、また、連結キャッシュ・フロー計算書に対する注記の(3)においても説明されている。このように、発行済株式

資本金に係わる未収入金の変動は、場合によれば連結貸借対照表においてその内訳が明確に示されない時でも、連結キャッシュ・フロー計算書においては、それが明確に示されることとなるのである。

## VI 結 語

イギリスにおいては、子企業を有する親企業は、原則として連結財務諸表を作成・開示しなければならず、その連結財務諸表には、連結貸借対照表、連結損益計算書に加えて、さらに連結キャッシュ・フロー計算書も作成・開示しなければならないものと義務づけられている。

このとき、その連結財務諸表に含めるべき子企業の範囲については、最近、新しい会計基準F R S No.2「従属企業の会計」が制定（1992年7月）、適用（1992年12月23日以降に終了する年度より）され、これに基づけば、従来の持株基準から一步抜け出し、新たに支配力基準が採用されて子企業の範囲が広まった。これは、イギリス連結会計における画期的な変革・進歩であると共に、新たな特徴を形成するものであるといえよう。

ところで、在外子企業の連結にあたって使用される外貨換算基準については、現在のところ、貸借対照表には決算日レートを用いるが、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書には、決算日レートと平均レートの選択適用が認められている。そして実務上では、現在、その選択適用には、平均レートが多く用いられているが、この平均レートの使用は、手間と時間が掛りすぎ、また問題点も多いように思われる。

このとき、貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の外貨換算に、共通してシンプルな決算日レートを用いる事が考慮されるべきであろう。すれば、外貨換算について統一性も得られるし、また、そうする事によって、連結キャッシュ・フロー計算書の作成がより容易となり、実務的にも、その作成の実行可能性が高まるものと考えられる。

この点、Guy Loveday も、最近、多くの企業グループが、連結キャッシュ・フロー計算書の作成を容易にするために、平均レートの使用を決算日レートに

## イギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表の関係

替えたがっており、また、 そうなるであろうという事をうすうす感知している、  
と指摘していることは傾聴に値するであろう。<sup>26)</sup>

加うるに、決算日レートの統一的使用は、連結キャッシュ・フロー計算書の  
間接法作成にも非常に適しており、この事は、イギリスにおけるF R S No. 1  
「キャッシュ・フロー計算書」の会計思考態度（即ち、その利用〈者〉と作成  
〈者〉に関する費用・便益分析の結果を充分に反映させようとするプラグマチ  
ズム的会計思考にもとづいた間接法作成重視の考え方）にも、非常にマッチし  
ているものと考えられる。

ともあれ、今後ますます、在外子企業の増加に伴う企業の国際化が進展する  
中で、連結財務諸表、とりわけその作成・開示に遅れをとっていた連結キャッシ  
ュ・フロー計算書の必要性も高まることが予想され、いま、まさにその真価  
を問われようとしている。

このような時にあたり、連結キャッシュ・フロー計算書の作成・開示が、よ  
り良く、よりスムーズに達成されるためにも、外貨換算問題を含めたこの分野  
の実践的研究が、さらにより一層、促進されなければならないものと思われる  
のである。

---

26) ibid, P 82.

